

生物多様性条約第 16 回締約国会議(COP16)報告 デジタル配列情報に係る利益配分に関する COP16 決定の概要



生物多様性条約第 16 回締約国会議(COP16)は、南米コロンビアの第三の都市サンティアゴ・デ・カリで 2024 年 10 月 21 日から 11 月 1 日の会期（実際は 2 日朝まで）で開催された。

公式 HP：<https://www.cbd.int/conferences/2024>

議題の一つが、デジタル配列情報（Digital Sequence Information ; DSI）の利益配分の多数国間メカニズムであった。COP16 に先立つ二回の作業部会で、データベースへの対応依頼に関する 5 つのカテゴリー分けを含む勧告が作成され、COP16 ではその勧告を基に議論が行われ、決定 16/2 が採択された。

なお、次回第 17 回締約国会議（COP17）の開催地はアルメニアの首都エレバンに決定。

■決定 16/2 の英語原文は下記 URL から入手可能。

<https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-16/cop-16-dec-02-en.pdf>

■決定の概要は下記の通り。

- ・多国間メカニズムは、締約国会議の権限の下 UNDP（国連開発計画）が管理するグローバル基金（カリ基金）となった。
- ・基金へは、DSI から利益を得る業界の DSI 使用者であって一定以上の規模のものが利益等の 1 %又は売上の 0.1%を目安として拠出するが、拠出率や対象企業規模の目安は 2 年後の COP17 までの期間に更に検討される予定。
- ・DSI 使用者とは、例えば、医薬品、健康食品、化粧品、動植物育種、バイオテクノロジー、DSI の利用に係る実験機器、及び DSI に係る情報・科学技術サービス。
- ・学術関係者に関しては「公共データベース、公共研究、公共学術機関は、グローバル基金への金銭的貢献は求められていません」と学術除外を明文化。
- ・基金からの配分は、生物多様性の保全等の条約の目的の実現を支援し、生物多様性に係る科学研究に貢献し、先住民等に利益をもたらす、及び DSI の生成・分析等に係る能力開発を支援する活動に対して行われる。基金の少なくとも半分は、先住民が指定する組織に直接的に、又は政府を通じて配分される。また、基

金の一定の割合が DSI の利用に係る途上国の技術開発の支援のために配分される。

・ 公的データベースのガバナンスは、情報提供、利益配分の遵守義務の伝達、原産国や関連メタデータの提供、FAIR 原則、CARE 原則等の考慮、データ登録者などにとどまり、モントリオール勧告に示された原産国の遵守証明書の確認義務は削除された。

■ COP16 決定 16/2 において学術に関係の深い項目は、Annex のパラグラフ 9 およびパラグラフ 10 である。

パラグラフ 9 :

公共データベースの運用事業者、公共研究機関、公共学術機関は、グローバル基金への金銭的貢献は求められていません。

パラグラフ 10 :

遺伝資源のデジタル配列情報に依存するデータベース、ツール、モデルを運用し、遺伝資源のデジタル配列情報を一般に公開する事業者は、以下(a)~(e)の対応を行うことが推奨される (should) :

(a) 遺伝資源のデジタル配列情報の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する多国間メカニズムに関する情報を、データベースにアクセスする人々に提供し、データベースを通じてアクセスした遺伝資源のデジタル配列情報の利用から金銭的利益を生み出す場合、多国間メカニズムを通じてその利益を配分する必要がある可能性があることを強調する。

(b) データ提出者に対し、適用される国内および国際的なアクセスと利益配分義務を遵守するよう求めること。

(c) デジタル配列情報が得られた遺伝資源の原産国に関する情報の提供を要求すること。また、適切である場合には、デジタル配列情報が得られた遺伝資源に関連するメタデータ（遺伝資源に関連する伝統的知識およびその起源または出所を示すことを含む）の提供を要求すること。

(d) データのオープンアクセスに整合するものであり、データのガバナンスに関する findability、accessibility、interoperability、reusability (FAIR) の原則、collective benefits、control authority、responsibility、ethics (CARE) の原則、および透明性、責任、ユーザー重視、持続可能性、技術 (TRUST) の原則を考慮したものであること。また、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) の「オープンサイエンスに関する勧告」の第 III 章に定められた勧告も考慮したものであること。

(e) 遺伝資源のデジタル配列情報を提出する者は、その共有を禁止する制限の対象ではないことを示すよう求める。

以上